

役員報酬規定（令和3年度）

役員名称	役員数	年額(1名につき)	年額計	理由
理事	6名	5万円	30万円	定款第二条(役員の報酬)により、評議員会において定める報酬の基準に従って算定した額とする。 平成29年4月1日の評議員会第6号議案で年額1名につき金5万円と決定した。(評議員と同額とする。)
監事	2名	5万円	10万円	定款第二条(役員の報酬)により、評議員会において定める報酬の基準に従って算定した額とする。 平成29年4月1日の評議員会第6号議案で年額1名につき金5万円と決定した。(評議員と同額とする。)
評議員	7名	5万円	35万円	定款第八条(評議員の報酬等)により、各年度総額が35万円を超えない範囲で評議員会で別に定める。 平成29年4月1日の評議員会第5号議案で年額1名につき金5万円と決定した。
合計	15名		75万円	